

## \* おくやみコーナー \*

月 日 （お客様番号： ）

記入される前にお読みください。

※ 代筆者がすべてを記入し、委任者の押印を押印のうえ原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 手続きが1日で終わらない場合は、再度委任状をいただくことになりますので、ご了承ください。

## 死亡に関する手続き用

## 委任状（代筆用）

（宛先）新居浜市長

令和 年 月 日 作成

委任者（頼む方）が署名困難な場合は代筆できます。（① 代筆者と代理人は別の方にしてください。② 代筆された方は、住所、氏名、代筆理由を記入してください。）

③ 委任者（頼む方）は、代筆されたご自身の氏名の横に、押印を押してください。）

代筆者住所

代筆者氏名

代筆理由

委任者（頼む方）

死亡者との続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・

喪主・世帯主・その他相続人\_\_\_\_\_）

住所

都道  
府県市  
郡

区

町  
村

氏名

生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

押印

（注意）手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問い合わせください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）代筆者以外の方

住所

都道  
府県市  
郡

区

町  
村

氏名

生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

- の死亡に伴う年金手続  
未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要となる書類【戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限
- の死亡に伴う相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- 相続登記用：評価額課税額証明書 平成・令和 年度分  
( 土地：全部・一部 ) ( 家屋：全部・一部 ) 各 通
- 国民健康保険(  喪失届  葬祭費  その他( ) )申請  
及び受領に関する権限
- 国民健康保険(  郵便物等送付先変更  保管依頼届 )に関する手続き
- 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限
- 介護保険の還付金・償還金の受領に関する権限
- 新居浜市市税等口座振替に関する廃止依頼手続き
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 福祉手当に関する手続き
- 飼い犬・所有者変更手続き

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価額課税額証明書が必要です。  
評価額課税額証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

職員使用欄

< 本人確認(代理人)>

- ① 運転免許証、旅券(パスポート)、  
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)  
個人番号カード  
住民基本台帳カード(顔写真あり)  
身体障害者手帳等(顔写真あり。ただし、顔写真に  
割印等があるものに限る。)  
在留カード、特別永住者証明書  
健康保険証  
年金手帳  
その他  
( )
- ② 身体障害者手帳等(顔写真に割印等がないもの)  
健康保険証  
年金手帳  
その他  
( )

< 続柄確認(委任者)>

- 世帯画面  
戸籍  
戸籍画面  
火葬許可証  
その他  
( )

受付

確認者